

# 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第5項の規定に基づく随時監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年5月27日

山形市監査委員 玉田芳和  
同 村山秀幸  
同 菊地健太郎  
同 武田 聡

## 記

### 1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 上下水道部総務課、下水道建設課、浄水政策課  
教育委員会東部公民館、霞城公民館
- (2) 監査の期間 令和4年4月11日から令和4年5月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
上下水道部 総務課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 行政財産目的外使用許可事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 土地に係る使用料を算定するにあたり、単位面積等に満たない端数を、単位面積等に相当する長さとして計算（切り上げ）していないため、使用料に誤りがあり、収入額に不足が生じていたもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 須川水管橋（電気供給のため）</li></ul> <p>(2) 土地に係る使用料を算定するにあたり、単位面積等に満たない端数を、単位面積等に相当する面積若しくは長さとして計算（切り上げ）していないため、使用料に誤りがあったもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水源涵養林用地（案内看板設置のため）</li><li>・ 蔵王ダム導水第三減圧槽（宝沢農業集落排水処理施設污水管</li></ul>

	埋設のため) (3) 許可書に前年度までの使用料が記載されていたため、収入額に不足が生じていたもの ・ 上下水道施設管理センター（公衆電話ボックス設置のため）
上下水道部 下水道建設課	指摘する事項はなかった。
上下水道部 浄水政策課	指摘する事項はなかった。
教育委員会 東部公民館	指摘する事項はなかった。
教育委員会 霞城公民館	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

## 2 随時監査

(1) 監査の対象部課等 教育委員会社会教育青少年課

(2) 監 査 の 期 間 令和4年4月19日から令和4年5月25日まで

(3) 監 査 の 範 囲

東部公民館及び霞城公民館に係る令和3年度の財産の貸付、使用許可状況

(4) 監 査 の 結 果

部課等名	監査の結果
教育委員会 社会教育青少年課	指摘する事項はなかった。

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。